

を配布します

新型コロナウイルス感染症対策による影響や活動自 粛、休業要請等により、長期間休業を余儀なくされ た地域事業所の経営を強力かつ迅速に支援し、また、 収入減少等の影響を受けた町民生活へのサポートと

して、町民1人あたり1万円分の『久米島町地域消費促進商 **品券**』を配布します。本商品券を町内事業所で使用すること により地域内消費の拡大を促進することを目的としています。



加盟店のうち 特定店舗以外で 使用できます。



加盟店全店で 使用できます。

配布対象者

令和2年6月5日時点で住民基本台帳に記載されている方

配布額

1,000 円券(限定券) X5 枚 Y 町民一人あたり (1,000 円券 (共通券) X5 枚 /

引換券の 送付時期

6月26日(金)までに世帯主あてに商品券引換券を送付しております。 なお、引換券は再発行できませんので紛失等にご注意ください。

商品券の 配布期間 令和2年6月27日(土)~令和2年8月31日(月)

送付された引換券を持参し、「久米島町地域消費促進商品券」に引き換え してください。原則、世帯主の方が世帯員分をまとめて引き換えして下さい。 引き換え時には、本人確認を行います。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更の場合があります。

商品券の 引換場所

久米島町役場 商工観光課(あじまー館内)・仲里庁舎1階ロビー

使用期間

令和2年7月1日(水)~令和2年9月15日(火)

利用方法

久米島町地域消費促進商品券は、町内の店舗等でご利用できます。 取扱店一覧は、町ホームページ(7月から掲載予定)などでご確認ください。

注意点

- ※ 生計同一者を除く第三者への譲渡、転売、換 金は行わないでください。
- ※ お釣りは出ません。
- ※ 配布対象者の要件に該当しないことが判明し た場合は、配布済みの商品券を返還、または商 品券を使用した金額の返還をしていただきます。

商品券が利用できない商品等

※下記以外にも 利用できないものがあります。

- ① 不動産や金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122 号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課および水道光熱費などの公共料金

町役場 商工観光課(あじまー館内) **7**3 098-851-9162

【受付時間】 8:30~17:15 月~金 祝祭日除く